第29号議案

東京都台東区立環境ふれあい館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月2日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、リサイクルショップを廃止するため提出します。

東京都台東区立環境ふれあい館条例の一部を改正する条例

東京都台東区立環境ふれあい館条例(平成18年10月台東区 条例第61号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「物品の展示販売及び提供」を「物品の提供」に改める。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号 とし、第5号を第4号とする。

第5条第2項、第6条第1項ただし書及び第8条中「、リサイクルショップ」を削る。

第10条の見出しを「(使用料)」に改め、同条第1項中「使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)」を「使用料」に改め、同条第3項中「使用料等」を「使用料」に改める。

第11条(見出しを含む。)中「使用料等」を「使用料」に改める。

別表中「1 使用料」を「使用料」に改め、同表 2 手数料の部 を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の東京都台東区立環境ふれあい館条例 第8条の規定によりリサイクルショップの使用の承認を受けた 者に係る販売終了時における販売手数料については、なお従前 の例による。